

イベントなどで公園を使用される皆様へ

(公園の使用等の受付及び許可について)

公園内で、地域の祭事・校外学習・盆踊り・マラソン大会等のイベントを開催する場合、また公園の全部又は一部を独占して使用する場合は、無許可では行うことはできず、公園管理者（町）の許可が必要になります。

上記のような公園の使用を検討されておられる方は、都市創造部都市整備課まで事前にお電話（075-962-2848）等でご連絡いただいたうえで、手続きを進めてください。

公園に係る各許可申請を行う場合は、許可申請書等（ホームページでダウンロードできます）に必要事項をご記入のうえ、下記「申請に必要な書類」一式を都市創造部都市整備課の窓口にご持参ください。

1 イベントを開催する場合（公園内行為許可）

公園内でイベントなどを開催する場合、公園内行為許可の申請が必要になります。

(1) 申請に必要な書類

- ・公園内行為許可申請書（様式第1号） 2部
- ・公園使用料減免申請書（減免時のみ提出 様式第20号） 2部
- ・公園平面図（使用エリア、配置図） 2部
- ・行為の詳細が分かるもの（チラシ、パンフレット等） 2部

※なお、申請内容によっては、上記以外の資料を求める場合もあります。

(2) 許可書の発行に要する日数

すべての書類が揃ってから、2週間程度

2 電柱やガス管及び足場等を設置する場合（公園占用許可）

電柱、ガス管、水道管、工事用の足場などを設置する場合、公園占用許可の申請が必要になります。

(1) 申請に必要な書類

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ・ 公園占用許可申請書（様式第 6 号） | 2 部 |
| ・ 公園使用料減免申請書（減免時のみ提出 様式第 2 0 号） | 2 部 |
| ・ 公園平面図（使用エリア、配置図） | 2 部 |
| ・ 占用物の大きさが分かるもの（寸法等） | 2 部 |
| ・ 工期日程表 | 2 部 |

※なお、申請内容によっては、上記以外の資料を求める場合もあります。

(2) 許可書の発行に要する日数

すべての書類が揃ってから、2 週間程度

3 公園の占用等に係る使用料について

島本町都市公園条例第 1 5 条に基づき、別表第 2 に掲げる額の使用料を納付していただきます。また、使用料の支払い方法につきましては、前納で金融機関の振込となっております。（許可書と併せて納付書をお渡しします。）